

札幌市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、札幌市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、札幌市長が行う審判請求費用及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬の助成事務について必要な事項を定めるものとする。

(助成額の範囲)

第2条 後見人等の報酬の助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とし、施設等に入所中または入院中の者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。なお、被後見人等が死亡した後の報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成する。

2 前項に規定する「施設等」については、別記1のとおりとする。

3 助成対象期間は、後見事務期間のうち12か月以内とし、月数の計算にあたり、1か月未満の端数日が生じる場合、その月が始期の場合は切り上げ、終期の場合は切り捨てにより月数を計算することとする。

4 助成対象期間に施設等の入所期間とその他の期間が混在するときは、全日施設等に入所している月はその月の上限額を18,000円、施設等に入所していない日が1日以上ある月はその月の上限額を28,000円とし、これを合算して全助成対象期間の上限額を求める。

(後見人等の報酬助成)

第3条 要綱第7条に規定する「資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる者」は、次に掲げる者とする。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 別記2に定める基準を満たす者

(3) その他、本人の福祉を図るために特別な事情があると高齢保健福祉部長または障がい保健福祉部長が認める場合。

2 前項の助成を受けようとする者は、後見人等報酬助成申請書（様式1）に必要書類を添付して、家庭裁判所の決定した日の翌日から起算して90日以内に、札幌市長へ申請する。

3 札幌市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、その結果を後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式2）により申請者に通知する。

4 札幌市長は、前項の規定により報酬助成決定を通知した者から請求を受けたなら、札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）に基づき支給する。

5 第1項の助成を受けている者の後見人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに札幌市長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年10月15日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 8月 7日から施行する。

附 則（平成27年 3月30日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日から平成28年3月31日までの期間に第3条第2項に規定する報酬助成の申請を行った者については、第2条第3項にある「12か月」は「24か月」に読み替えることができる。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別記1 第2条第2項に規定する「施設等」

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設
- 3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 4 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設
- 5 医療法第1条の5に規定する病院、診療所（ただし3か月を超えて入院した場合にかぎる。）
- 6 前各号の類似施設で市長が特に認める施設

別記2 「資産・収入等の状況から、第1号に準じると認められる者」の基準

以下のすべてに該当する者とする。

- 1 申請日の属する月の初日（以下、「基準日」という。）において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のその年の収入見込額並びに所有する現金及び預貯金の合計額等が、「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業実施要領」（平成12年8月1日高齢保健福祉部長決裁）第2条第1項第1号（オを除く）に該当する者。
- 2 基準日において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度分（申請日の属する月が4月、5月又は6月の場合は、当該年度の前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者。